認定番号※ 字仪担当看記	_
就学支援金・学	学び直し支援金・専攻科支援金

※本庁記入欄

							子仪	担当有記		_			□生活保
							就学	友援金・学	どび直し支	援金・専	攻科支持	爰金	□第1子 □第2子
式1-1										۸ - T.	7 F	4.1	1
沖縄県知事	殿									令和	了年	4 月	∃
1.1 144511 74 3	ν×.	高	校生等组	奨学のた	- <i>አ</i> ን (の給付	 余受	·給申記	申請日	∃は4月	1日以	、降とな	よります
		17-4	V 14)			下要)	, 12.	.ДН I Н					
※必須項													
	京を確認の上、				_								
_	申請書の記述					-							
_	申請書に虚何						-						
	:沖縄県以外()由語の対象。												
特別	申請の対象。 育成費(母-	子生活员	接施設の	高校生等	を除	(2)	の支	弁対象	ではあり	だませ.	<i>δ</i> .	<u> </u>	
※該当する□]にレ点をつけ	てくださ	えい。										
① Y 課	 !税証明書・生	 活保護法	 の規定に 。	 よる生業扶!	助受給	証明書	を提出	 します。					
	イナンバーカ・												
+ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		. ナ. 由 # 1	<u> </u>										
が 任 寺 突 子 ふりが な	学給付金の受給 りゅうき				申								
	יע עו ניי	こゆン	<u>می</u>		- 請	沖縄	県那	覇市泉	崎1-2	2-2			
申請者 氏名	琉	球	マツ		住所	(電話	番号)	098	8 -	86	6	- 2	711
	との関係	┪ぇ		口未原	戊年後	党見人		口 未成	年後見	 人であ	る里彩	 見	
	□にレ点を記 入	口 主	たる生計	維持者		口 生			□ その)
<u></u> 【対象とな <i>る</i>		いて】											
ふりがな			でいご										
					生年	月日	昭和 平成	21	年	4	月	20	日
生徒氏名		沖縄	梯梧										
在 名称	沖縄県	立	教育。	支援高等	À	学校	全日	制	果程				学科
学する 所在地				沖縄県	県那	覇市智	寄宮1	-2-1	6				
学 在学	令和 7 年	= 1	н 1	日 ′	—— ~ 在	: 学由	学年	1 年	. 在学	全中に糸	計付金を		O 🗉
	1 13 4.H / H	- 4	刀	Η ΄	- 1±	・ナナー	十十	1 4	1 10.4	N 2- E	744		\ / L

【過去の高等学校等における在学期間】

令和 7 年 4 月

1

日

在学 期間

学校名	立			高等学校		制課程		在学中に給付金を 受給した回数
在学期間	年	月	目	~	年	月	日	口
学校名	立			高等学校		制課程		在学中に給付金を 受給した回数
在学期間	年	月	目	~	年	月	日	回

~ 在学中

学年

1

年

在学中に給付金を 受給した回数

O 🗉

様式 1 (1) 生	-2 【保護者等の収入の状況について】 活保護法(昭和25年法律第14	【 (該当する□にレ. 4号) 第36条の規	点を付けてください。 記定による生業扶助(」) (高等学校等就学費)につ	かて						
1	4月1日現在、生活保護を受	<mark>×人に係る</mark> 生業扶助 いる証明書を済	な付ください。(2)	以下は記載の必要はあ							
2	→(2)以下を記載して ✓ 4月1日現在、生活例		ません。→(2)以下	を記載してください。							
(2) **	【 扶養親族の状況について】(非 4月1日現在、当該世帯に生徒本 未満の方は、記入してください。	巣税世帯のみ記入し	 てください。)	***							
扶	高校生等	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は	は該当する□にレ点を記入						
養親な				□通信制 □通信制↓	以外 □休学中						
族の状				□通信制 □通信制』	以外 □休学中						
況				□通信制 □通信制	以外 ─□休学中						
	□ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合 親権者1名分										
2	□ 親権者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合										
			むを得ず、親権者のこ	1人の課税証明書等を提出	出できない場合						
3	飛杯を見べく プロガー 親権者が存在せず、未成年 □ ※未成年後見人が法人であの者を除く。										
4)	生徒の生計をその収入により維持 □ 生徒が在学中に成人した場場合	合で、成人する直前	の未成年の時点から『	申請の時点で生計を維持す	する者に変更がない						
	生徒の生計をその収入により維持 (※)に該当する場合は扶養誓 」 主たる生計維持者の1名が	約書を添付して下さ	l'.								
(5)	************************************				給付対象外となります。						
	□ 入学時点で生徒が成人であ 生徒が成人であり、未成年	ったが、主たる生計の時点で親権者が1	維持者が存在する場合 人だった場合又は成り	合(※) 人後に主たる生計維持者☆	が1人になった場合						
	生徒が成人であり、未成年生徒本人			_ ない場合 (※) 等							
6	□ 成人に達しており、自身が□ 親権者、未成年後見人又は			場合 等							
(4) 課	【保護者等について】 税証明書・マイナンバーカードの	写し等を提出する保			、 てください。						
ふり	がな りゅうきゅう まつ	高校生等との続柄	ふりがな		高校生等との続柄						
氏	鬼 琉球 マツ	<u> </u>	氏名								
			- <u>- </u>								

※本庁記入欄 □生活保護 □第1子 □第2子以降

日

様式1-4

令和 7年 4月

沖縄県知事 殿

高校生等奨学のための給付金(家計急変)受給申請書 (返還不要)

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の口にレ点を付けてください。



この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。

私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は 特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。

※下記に家計急変による申請理由を記載ください。

家計急変の理由【離職に伴い、家計全体の所得が減少したため。

※該当する□にレ点をつけてください。

1	Y	課税証明書・生活保護法の規定による生業扶助受給証明書を提出します。
2		マイナンバーカードの写し等を提出します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	りゅう	きゅう ま	つ		申請	沖縄県那	(要市皇)	축1_C	2-2			
申請者 氏名	珫	球 マソ	ソ		者住所	(電話番号)		_ 	866	_	271	1
高校生等	と の 関 係]にレ点を記	┪ 親権	者	□ 未成		· 是見人	□ 未成年	F後見 <i>.</i>	人である里	里親		•
※₩∃9 3 L フ	して点を記し	口 主た	:る生計維	掛者		□ 生徒本ノ		その	他()	

【対象となる髙校生等について】

ふ	りがな	おき	きなわ	でい	にご				昭和								
生	徒氏名)(中縄	梯梧	5		4	上 年月日	平成	2	21	年	4	月	20	日	
在学	名称	沖縄県	立	教育	育支	泛援高 等	Ì	学校	全日	制	課	程				学科	4
する	所在地					沖縄!	県	那覇市	寄宮1	-2	-16	6					
学校	在学 期間	令和 7 年	4	月	1	Ħ	\sim	在学中	学年	1	年	在受	:学中に :給した	給付金 回数	金を	O	口

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立			高等学校		制課程		在学中に給付金を 受給した回数
在学期間	年	月	目	~	年	月	日	口
学校名	立			高等学校		制課程		在学中に給付金を 受給した回数
在学期間	年	月	目	~	年	月	日	П

D	□ <u>対</u> →: □ 生	<u>象となる</u> 受給して 活保護?	る高校 こいるこ を受給	<u>生等本。</u> ことがれ している	かる証明書を		以下は記載	の必要はありません。 夫助は受給していません。			
2						ヽません。→(2)以ヿ	下を記載して	ください。			
×	【 扶養親族 の 4月1日現 未満の方は	在、当該	世帯に	生徒本人	税世帯のみ記入 、以外で扶養され	してください。) している兄弟姉妹がい	る場合で 15 歳	歳(中学生を除く。)以上:			
夫	高校生等との関係		氏 名		生年月日	学校名・職業	※高校に通	i学している方は該当する□にレ点を			
毫見							□通信制	□通信制以外 □休学中			
ラ つ け							□通信制	□通信制以外 □休学中			
2							□通信制	□通信制以外 □休学中			
3)	1				次の者の課税 かけてくださ	明書・マイナンバー い。)	カードの写し	等を提出します。			
) .	親権者(両										
□ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合											
	親権者1名	分									
2)	1 1		-		住所を有したこ		このなまない マッチ・チン	ころ ないまま ころ かっかっ			
 	□ <u>※</u> 離婚 親権 未成年後見	規権者が 死別等 者が存在 人(果税期日 により するもの 分名分	に日本国 親権者が のの、家	国内に住所を有し 31名の場合 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ていない場合、課税額の やむを得ず、親権者の	の1人の課税記	いため、給付対象外となります			
 	※離婚親権未成年後見※未	規権者が 死別等 者が存在 人(者が存在	果税期日 によりまするもの) 名分 せず、	に日本国 親権者が のの、家 ・ 未成年後	国内に住所を有し 31名の場合 E庭の事情により 5見人が選任され	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年	の1人の課税記				
33)	業業離婚報権未成年後見以未成年者生徒の生計	現権者が 死別等 者が存在 人が存在 成年 大 が存を をその の	県税期日 によりまするもの) 名分 せず、法人 (入によ	に日本国 親権者が のの、家 未成年後 人である	個内に住所を有し 1 名の場合 変にの事情により 受見人が選任され は場合又は財産に している者(主	ていない場合、課税額の やむを得ず、親権者の ている場合 (未成年4 関する権限のみを行付 とる生計維持者) (両	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと (親等) 2名分	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は			
	※※が親権未成年後見本成年表表未成年表表生徒の生計生徒の生場	鬼権者が は	果税期日 にす) せん はる 分 は た た た た た た た た る ん た る ん た た た た た た た	化日本国 親権者がのの、家 未成年後 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	国内に住所を有し 1名の場合 定庭の事情により 見人が選任され 場合又は財産に している者(主 で、成人する直	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年4 関する権限のみを行行 を る生計維持者)(両 前の未成年の時点から	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと (親等) 2名分 ら申請の時点で	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は			
	※※が親権未成年後見本表の生場生徒の生場生徒のま	現権者がに 死別等在 大者が存在 大者が年除く。 なををその中 をその中	果税期日 にする 分 ・ せん ・ 大 に た た た た た た た る ん た た る ん た た た た た た た	に日本国 親権者が のの・ 未成年後る り 維持 り した り 維持	国内に住所を有し 1 名の場合 定庭の事情により 5 見人が選任され 5 場合又は財産に している者(主 っで、成人する直 している者(主	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年利 関する権限のみを行行 とる生計維持者)(両 前の未成年の時点から こる生計維持者)1名	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと (親等) 2名分 ら申請の時点で	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は			
	※※離 粮権未成年後見生徒の生場生徒の生場生徒の事計(※)	現権者がに ・ 者が (存在見。 ・ 本子 で を で を で で で で で で で で で で い て の い る で で か い る で で か い る で で か い る で で か い る で か い か い か い か い か い か い か い か い か い か	果税期日 りまた。 はよる 名 ず が に 込 は 人 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	に日本国 親権者が 表成年後 表成年後 も りした り た 数 着 り した り た き 着 り り し り り し り り し り し り り し り り し り り し り り し り	国内に住所を有し、 1名の場合 定庭の事情により を見人が選任された。場合又は財産に している者(主え で、成人する直 している者(主え の書を添付して下	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年利 関する権限のみを行行 とる生計維持者)(両 前の未成年の時点から こる生計維持者)1名	の1人の課税記 後見人が複数追 吏すべきことと 親等)2名分 ら申請の時点で	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は			
	※が 親権未成年後見生徒の生場生徒の生場生徒の書生徒の書上た	規権者が ・ 者が ・ 者が ・ 者が ・ 者が ・ 人者 ・ 女子 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女子 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女 ・ 女	果税期日 り にする 分 せ人 に た た た た た た た た た た た た た	に日本国 親権の、 未人 りん ・ 未大 りん ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	国内に住所を有し 1 名の場合 3 庭の事情により 2 見人が選任され 3 場合又は財産に している者(主え で、成人する直 している者(主え つ書を添付して下 日本国内に住所	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 さる生計維持者)(両 前の未成年の時点から さる生計維持者)1名 さない。 であるたことがない。	の1人の課税記 後見人が複数追 更すべきことと (親等) 2名分 ら申請の時点で 分	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は			
	※※が親権未成年後見生徒の生場生徒の生場生徒の自計生徒の計と主生徒	現権者が ・者 人 者 衣 を を を を を を る と が 年 徐 、 の 中 ・ の の 和 維 維 年	果税期 り はよる 名 ずが に入場持 た合者 が、に た人 よはの1、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	に日本者が 根権の、 成での 株人 りし り挟名 株 りし り挟名 株 大人 親権 大人 親権	国内に住所を有し、 1名の場合 定庭の事情により 見人が選任され 場合又は財産に している者(主され で、成人する直 している者(主され の事情により には対産に は大で、成人する直 には大変に は大で、は はまして下 日本国内に住所 のはには には には には には には には には には には	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年利 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から をる生計維持者)1名 さない。 を有したことがない場合、「 が存在しない場合、「	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと 「親等)2名分 る申請の時点で 5分 場合 課税額の確認がで ※)	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は ・ で生計を維持する者に変更が			
	 ※ 婚権 未成年後親※の生生場生 生徒の 生をの 生をの 生をの 上※生入 	規権者が 番 人 者或を をが を該るとが 時 が 等 存 存後く の や の す 計 計 に で で り の 中	果税期 りり はる 名 ずが に 成 に 合者者が が に 成 に 合者者が が が が が に は は は の 1 、 成	に日本	国内に住所を有し、 1 名の場合 変の事情により ・ 見人が選任され ・ している者(主され ・ で、成人する直 ・ で、成人する直 ・ で、成人する直 ・ 日本国内に住所 明日に日本国内に住所 明日に日本区内に住居 は未成年後見人 ・ たが、主たる生	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 こる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない。 を有したことがない。 を有していない場合、 が存在しない場合() 計維持者が存在する。	の1人の課税記 後見人が複数追 更すべきことと (親等) 2名分 の申請の時点で 分 場合 果税額の確認がで ※) 場合(※)	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が			
	※ 婚権未成年後見権未者生徒の生生場の生生場を主生 と (※) 主 ※ 生 入 生生 注 () 生 () ま ()	現権者がに 機権者が 者 人 者 成ををびるを をする。 ない 年 存 会 の 中 の す	果税期 りりも 分 、法 、人 に 八 場持持 だ 徒 あ い た 、人 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	に 日本	間内に住所を有し、 1 名の場合 3 庭の事情により 3 見人が選任される場合又は財産に こている者(主える こて、成人する直 こている者(エト 日本国内に住所 間目に日本国内に住 は未成年後見人 いたが、主たる生 の時点で親権者が	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年年 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から をあ生計維持者) 1名 さい。 を有したことがないま が存在しない場合() が存在しない場合() 計維持者が存在するは 1人だった場合又は	か1人の課税記 後見人が複数過 東すべきことと 1親等)2名分 1親等)2名分 5 5 6 7 7 8 7 8 6 7 8 7 8 7 8 8 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
	業 権権表 成一 本様基 生生 生生 生生 と生 とせ きせ き<!--</td--><td>現権者がに 機権者が 者 人 者 成ををびるを をする。 ない 年 存 会 の 中 の す</td><td>果税期りりも分 、法 、人 に 八 場持持 だ 徒 あ い た 、人 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、</td><td> に 日本</td><td>間内に住所を有し、 1 名の場合 3 庭の事情により 3 見人が選任される場合又は財産に こている者(主える こて、成人する直 こている者(エト 日本国内に住所 間目に日本国内に住 は未成年後見人 いたが、主たる生 の時点で親権者が</td><td>でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 こる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない。 を有したことがない。 を有していない場合、 が存在しない場合() 計維持者が存在する。</td><td>か1人の課税記 後見人が複数過 東すべきことと 1親等)2名分 1親等)2名分 5 5 6 7 7 8 7 8 6 7 8 7 8 7 8 8 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1</td><td>正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が</td>	現権者がに 機権者が 者 人 者 成ををびるを をする。 ない 年 存 会 の 中 の す	果税期 りりも 分 、法 、人 に 八 場持持 だ 徒 あ い た 、人 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	に 日本	間内に住所を有し、 1 名の場合 3 庭の事情により 3 見人が選任される場合又は財産に こている者(主える こて、成人する直 こている者(エト 日本国内に住所 間目に日本国内に住 は未成年後見人 いたが、主たる生 の時点で親権者が	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 こる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない。 を有したことがない。 を有していない場合、 が存在しない場合() 計維持者が存在する。	か1人の課税記 後見人が複数過 東すべきことと 1親等)2名分 1親等)2名分 5 5 6 7 7 8 7 8 6 7 8 7 8 7 8 8 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
	※	現権者が等在 格成ををびを該るとが時がが (が年除その学のすま) 大は成成の中ののは、 大は成成の中ののは、 大は成成の中ののは、 大は、は、 大は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	果税 はす) せ人 人に 入場持持だ徒 あ あ明りも 分 、法 よ人 に合者者ががりり りもか () 、	に 日本者が家 に	個内に住所を有し、 1 名の場合により。 1 名の事情により。 2 見人が選任され、 2 見人が選任され、 2 している者(主え、 2 している者(主え、 2 している者(ここ)。 3 者して正の。 3 日本国内に住所の。 3 日本国内に住住住住人。 4 にが、で親権者又の時点で親権者又の。 3 にの、ののの。 5 にの、のののの。 5 にの、ののののの。 5 にの、ののののの。 5 にの、ののののの。 5 にの、ののののののの。 5 にの、のののののののの。 5 にの、ののののののののののの。 5 にの、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年年 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない場合)。 で有したことがない場合(が存在しない場合(計維持者が存在する。 計維持者が存在する。 に計れたのた場合又は は未成年後見人が存在。	か1人の課税記 後見人が複数過 東すべきことと 1親等)2名分 1親等)2名分 5 5 6 7 7 8 7 8 6 7 8 7 8 7 8 8 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
	★	現権者別等在 をびるをする では がい これが 等在 存後くの学 のよ 維維年生 で で して いって から	果税にす) せ人 入に 入場持持 だ徒あ あおりりも分、法 よ人 よはのし 、成 、 、	に相親の・未人 りし り扶1人親人 未未 自本者 家 年あ 持場 持葉が親者 あ年 年が 非場 持雲が親者 あ年 年が 主 国 が はん おり はん かん	国内に住所を有し、 1 名の場合 底庭の事情により 5 見人が選任され 5 場合又は財産に している人 で、いる者して住所 のはは財産に で、いる者して住所 のははまする 日本国内に自体 ははれず、で親権者 の時点で親権者 で、親権者 で、親権者 になる生計維持者	でいない場合、課税額のでむを得ず、親権者のでいる場合(未成年利期する権限のみを行行をる生計維持者)(両前の未成年の時点からを有したことがない場合、である場合(注入だった場合又はは未成年後見人が存在しない場合)には未成年後見人が存在しない場合である場合	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと 1親等)2名分 5の 5の 5の 5の 5の 7の 8の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4 4 4 4 4 5 4 5 4 5 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
	★	現権形が(おようをがをするとが時がが、これを除るの学のすまま点成成 遠、大学の学のでは、本本のは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	果税 にす) せ人 人に 入場持持だ徒 あ あ お 年 助りも分、法 よ人 に合者者がが り り 後 りも分、法 よ人 よはの1、成 、 、 、 見	に相親の・未人 りし り扶1人親人 未未 自本者 家 年あ 持場 持葉が親者 あ年 年が 非場 持雲が親者 あ年 年が 主 国 が はん おり はん かん	国内に住所を有し、 1 名の場合 底庭の事情により 5 見人が選任され 5 場合又は財産に している人 で、いる者して住所 のはは財産に で、いる者して住所 のははまする 日本国内に自体 ははれず、で親権者 の時点で親権者 で、親権者 で、親権者 になる生計維持者	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年年 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない場合)。 で有したことがない場合(が存在しない場合(計維持者が存在する。 計維持者が存在する。 に計れたのた場合又は は未成年後見人が存在。	の1人の課税記 後見人が複数過 更すべきことと 1親等)2名分 5の 5の 5の 5の 5の 7の 8の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4の 4 4 4 4 4 5 4 5 4 5 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
	★	現権者別を存して、大学を対して、大学を対して、大学のでは、対して、大学のでは、対し、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	果税にす) せ人 人に 入場持持だ徒ああ お年期りも分、法 よ人 よはの1、成 、 、 、 見	に親の・未人 りし り扶1人親人未未 自人本者 なる 特合 株養名 株権で成成 身又 株養名 株本 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大	間内に住所を有し、 1 名の場合により。 1 名の事情により。 2 見人が双は財産に、 2 見人が双は財産に、 2 で、成る者しては、 2 でで、のるが、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない場合)。 が存在しない場合(は 計維持者が存在するは に計維持者が存在するは には未成年後見人が存在 である場合 のいずれも存在しない	の1人の課税記 後見人が複数過 使すべきことと (親等) 2名分 の時点で (分 場合 無税額の確認がで ※) 場合(※) 成人後に主たる なしない場合	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員とされている者である場合は とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が で生計を維持する者に変更が			
3 (★ 生 生 生 上 上 上 上 上 上 上	現権者別を存して、大学を対して、大学を対して、大学のでは、対して、大学のでは、対し、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	果税にす) せ人 人に 入場持持だ 徒 あ あ お 年 アリカリリ から分 、法 よ人 よはの1、成 、 、 、 見 カ	に親の・未人 りし り扶1人親人 未未 自人 上本者 家 後る 1 代表名 課者 大 を で 成 成 身 又 ド の	間内に住所を有し、 1 名の場合により。 1 名の事情により。 2 見人が双は財産に、 2 見人が双は財産に、 2 で、成る者しては、 2 でで、のるが、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	でいない場合、課税額の やむを得ず、親権者の でいる場合(未成年行 関する権限のみを行行 をる生計維持者)(両 前の未成年の時点から を有したことがない場合である。 が存在しない場合()。 計維持者が存在するは、 計維持者が存在するは、 は未成年後見人が存行 である場合 のいずれも存在しない。	の1人の課税記 後見人が複数過 使すべきことと (親等) 2名分 の時点で (分 場合 無税額の確認がで ※) 場合(※) 成人後に主たる なしない場合	正明書等を提出できない場合 選任されている場合は、全員 とされている者である場合は で生計を維持する者に変更が ごきないため、給付対象外となりに 3生計維持者が1人になった (※)等			

_

個人番号カード (写) 等貼付台紙

以下に掲げる事務のため、保護者等の個人番号を

2

名分提出します。

○ 沖縄県高等学校等奨学のための給付金に関する事務



注) 個人番号カードや通知カードの写しが提出できない場合、「個人番号が記載された 住民票」を提出してください。

なお、通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)に訂正がある場合は、訂正内容が記載された裏面も貼付してください。変更手続きをしておらず、通知カードの記載事項が現況と異なる場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。

1枚目

債権・債務者登録申出書(新規・変更・追加)【記載例】

- ・この申出書は、沖縄県から支払を受ける方又は沖縄県に納付をする方の情報を沖縄県財務会計システム に登録するために使用します。
- 該当する項目に☑をお願いします。
- ・本件に関するお問い合わせは、提出の依頼元の部署へお願いします。
- ・口座情報を記入する場合は、通帳の写しも添付してください。(表紙及び中面のカナ書)

-																	
	住所	₹		90	00-00	21		電話	番号		090-	1234-	5678				1
	電話番号	沖絲		覇市兒	泉崎1·	-2-	2										Ī
		フリガラ	ナ)											※個人(の場合	·は空欄。	1
	法人名													個人事記入する	業主は		
		フリガラ	ナ) オ =	キナワ	タロウ	,								※法人(1
	氏名		沔	中縄 フ	太郎									業主の記入する	場合は	、個人事 :氏名を	
い。この	用途区分 (1つ選択)	✓	通常		エ	事前金	企払用			金前》	度用						Ī
枠内は、		金融 [,] /支			Ę	流球		☑ 銀行 □ 農協 松尾 □ 労金					支店 ¦張所	7	新規		
口座振:		預金	種別	~	普通剂	頁金		当	座預金	<u> </u>		別段預	頁金			変更	
替払を受ける場合にご記	中成桂却	口座	番号	0	0	0	5	4	3	2		とし、左0 てください		は0を		追加	
受け	口座情報			※通帳します。	中面の記	記載(カタ:	カナ又は	アルファ	ベット)の	のとおり	記入して	ください。	濁音は	一字と			
る場合				オ	+	ナ	ワ		タ		ゥ						
言にご		口座	名義														
記 入 く																	
だ																	
さ		通帳	写し	✓	通帳(か写し	(表紙	及び中	面の	カタカ	ナ書):	を添付	した。				
	留意事項	合 <i>f</i> • 沖約	がござい 縄県財	ハます。 務会計	のご了	承くだる ·ムから	さい。							され履 される			
	上記のと	おり申	申し出	ます。							人和	-	/ -		٥٥		1
	沖縄県	知事	殿		申出						令和	7	年	4 月	25	日	
						1 :人名	※個	固人の場	合は空村	闌。個人	事業主は	は屋号を	記入する	5.			
			氏名					は人の場 沖縄		表者の職	哉•氏名を	記入する	ること 。				
						.の場合							担当連絡				-
	沖縄県使	用欄	<u>'</u>					当申請書の2枚目の有無 □ 有							/ 無	Ī	
	受領所属	物品管	品管理課					□ ☑ 一般債権債務者 □ 公共団体 □ □ 特定債権債務者 □ 職指定の資金前									
	入力所属	同上						一時何	責権者	Ī		非常勤	助(会	十年度任用職員)			

2枚	目
_ 1^	_

債権・債務者登録申出書(新規・変更・追加)【記載例】

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·															
	※2枚目(当用紙)は口座の用途区分で、通常と工事前金払用を同時に申し出る場合などにご記入														さい。
										令和		年	月		日
								法人:	名						
								氏名							
。この	用途区分(1つ選択)	□通常		□ 工事前金払用 □ 資金前渡用											
枠内は、口座振替払を受ける場合にご記	口座情報	金融機関 /支店]銀行]農協]労金					支店 出張所		新規
		預金種別		普通	預金		」当	座預金	Ì		別段預	重金			変更
		口座番号	※右詰とし、左の空白には0を 記載してください。										追加		
		口座名義	※通帳中面の記載(カタカナ又はアルファベット)のとおり記入してください。濁音は一字とし												
入 く だ															
さ		通帳写し □ 通帳の写し(表紙及び中面のカタカナ書)を添付した。													

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

依頼書

依頼人 琉球 マツ

私が受ける、令和7年度高等学校等奨学のための給付金については、下記への支払いをお願いします。

併せて、別添のとおり債権者登録申請書を提出します。

- 1. 支払先 琉球 海人
- 2. 生徒との関係 義理の父
- 3. 支払口座等 別添債権者登録申請書のとおり